

## 2021 年度 第 3 回労使協議について

2022 年 2 月 4 日に 2021 年度第 3 回労使協議が開かれ、1) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則等の一部改正等、2) 令和 4 年度労使協定について話し合いが行われました。継続検討事項について 16 日(水)に人事労務課より、教職員側から出された意見に沿う内容の修正案を得ることができましたので報告いたします。

### 1) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則等の一部改正等について

育児・介護休業法の改正、就業管理システム導入、子育て支援制度の拡充に伴い、下記の点が改正・制定されました。

- (1) 権限の委任について規定する。
  - (2) 時間外勤務における上限時間の引き下げ対象として、小学校就学前の子の養育を必要とする職員を中学校就学前の子の養育を必要とする職員に改める。
  - (3) 学外勤務帰任時の復命規定を削る。
  - (4) 職員の妻が出産する場合における子の養育について、対象となる子を小学校就学前の子から中学校就学前の子に改める。
  - (5) 子の看護について、対象となる子を小学校就学前の子から中学校就学前の子に改める。
  - (6) 育児部分休業について、対象となる子を小学校就学前の子から中学校就学前の子に改める。
  - (7) 勤務時間、休日、休暇等の管理について細則で定める旨規定する。
- (当初、長期の病気休暇から回復する場合の手続きを学長の許可から届出に改める案が出されましたが、意見交換後の改定案により取り下げられました。従前通り学長の許可を得ることとなります。)

### 2) 令和 4 年度労使協定について

教員に関わる「専門業務型裁量労働に関する協定書」および 36 協定に関わる「専門業務型裁量労働」、「時間外勤務、休日勤務」、「部分休業の適用除外」、「時間外勤務を免除する職員の適用除外」に関する協定書を来年度も法人側と労働者側で締結する原案が示されました。また、当初、「介護に係る特別休暇が付与される者の適用除外に関する協定書」が原案として示されましたが、勤務月数に制限されない更なる緩和を教職員側から求めて継続検討することとなった結果、適用除外者の修正から協定書の解約へと変更になりました。交渉により適用除外されてしまう教職員がなくなったことは本労使協議の大きな成果と言えます。

執行部では、組合員の皆さん方からの声を集め、積極的に学長や大学に伝えていきます。要求事項、要望事項、悩みごと、身近な問題点などありましたら、些細なことでも結構です。執行部、代議員までお寄せください。

・連絡先：[kyoto.tech.union@gmail.com](mailto:kyoto.tech.union@gmail.com)、フォーム：<https://forms.gle/xNYPvweCy8LoWVNKA>